緑地の配置方針

施設緑地

現在の施設緑地は、都市公園及び開発行為による公園・緑地、町民グラウンドや体育館、学校グラウンドなどの都市公園以外の公共施設緑地が各地に配置・整備されており、都市公園を含む公共の施設緑地の整備面積は、町民1人当たり10.5㎡となっています。

本計画では、町民1人当たり20㎡以上の確保を目指し、深原地区公園(仮称)など都市公園の計画的な整備、歴史・自然的な特性を有する自然緑地の整備に努めるなど、施設緑地を積極的に整備していきます。

地域制緑地

地域制緑地は、伝統・文化的な意義を有するもの、動植物の生息地などの 地域特性等から、保全すべき山林や樹木、市街地の安全性の確保や潤い空間 となっている河川などについて、それぞれの目的・制度に従い地区の指定が 行われています。

本計画では、安全な都市空間の確保や良好な都市環境の形成を図るため、 既存制度の活用及び新たに緑の保全・活用を図るための対応策の検討に努 め、市街地内外の良好な緑の保護・育成を図ります。



